

NEUTRAL 身体拘束等の適正化に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は 一般社団法人ドーアキャッスル（以下「当社」という）が運営する施設等で提供する障害福祉サービスに対する利用者への身体拘束等の適正化を図るためのものであり、利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、本当社の事業に対する社会的な信頼を向上させることを目的とする。

(身体的拘束等に関する当施設の基本的考え方)

第2条 身体的拘束等は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものと認識します。

2 第3条に規定する法的規定を遵守するとともに、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援をめざします。

(利用者に対する身体拘束等の適正規定)

第3条 サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 「緊急やむを得ない場合」身体的拘束等例外規定以下の3項目すべてを満たす場合とする。

- (1) 切迫性:利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- (3) 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

第2章 身体的拘束等適正化の対応体制

(身体的拘束等適正化検討委員会)

第4条 当社事業において、「障害者身体拘束等の禁止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の安全と人権保護の観点から、虐待の防止とその適切な対応の推進に関する委員会を、別に定める「NEUTRAL 身体拘束等適正化委員会規程」に定めるとおりに設置する。

(身体的拘束等適正化対応責任者)

第5条 本規程による身体拘束等適正化の責任主体を明確にするため、当社に身体拘束等適正化対応責任者を設置する。

2 身体拘束等適正化対応責任者は、管理者があたるものとする。

(身体拘束等適正化対応責任者の職務)

第6条 身体拘束等適正化対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- 一 身体拘束等の諸課題及び原因、解決策の検討
- 二 身体拘束等適正化に向けた職員教育
- 三 NEUTRAL 苦情対応規程に定める第三者委員への身体拘束等適正化対応結果の報告
- 四 身体拘束等の原因の改善状況の当事者（保護者も含む）及び第三者委員への報告
- 五 会議内容の記録の作成

(第三者委員)

第7条 第三者委員は、NEUTRALの苦情解決に関する規程に定めた者とする。

第3章 身体拘束等発生時の対応と報告のための方策に関する基本方針 (基本方針)

第8条 基本方針は次のとおりとする。

- 一 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体的拘束例外3項目すべての要件を満たす場合のみとします。
- 二 緊急やむを得ず身体的拘束を行うにあたっては、身体的拘束等適正化検討委員会(急を要する場合はカンファレンス会議)を開催し、身体的拘束の内容、理由、拘束時間帯、拘束期間の検討を行います。
- 三 緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合は、利用者本人や家族に対し、身体的拘束の内容、理由、拘束時間帯、拘束期間・改善に向けた取組み方法を説明し、十分理解が得られるよう努めます。その上で、利用者本人や家族に同意を得た上で拘束を実施します。
- 四 緊急やむを得ず身体的拘束を実施した場合は、やむを得なかった理由、拘束後の態様状況、時間・日々の心身の状態等の観察結果を別紙様式に記入します。記録の保存は5年間とします。
- 五 緊急やむを得ず身体的拘束を実施した直後から、身体的拘束早期解除に向け拘束の必要性や方法等随時検討を行います。

また、身体的拘束等適正化検討委員会において検討の結果、身体的拘束の継続の必要性

がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除します。この結果は、利用者本人や家族にも報告します。

六 身体的拘束等に準ずる行為と感じられたケースは、「ヒヤリハット報告」により報告し、身体的拘束等適正化検討委員会において再発防止に向け分析・検討を行います。

第4章 身体拘束等適正化及び解決

(身体拘束等対応の周知)

第9条 身体拘束等適正化対応責任者は、重要事項説明書及びパンフレット並びにホームページの掲載等により、本規程に基づく身体拘束等適正化の対応について周知を図らなければならない。

(身体拘束等の解決に向けた協議)

第10条 身体拘束等適正化対応責任者は、身体拘束等通報の内容を解決するため、通報者との話し合いを実施する。ただし、通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として通報のあった日から14日以内に行わなければならない。

3 通報者及び身体拘束適正化等対応責任者は、必要に応じ第三者委員に助言を求めることができる。

4 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、身体拘束等の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

5 身体拘束等適正化対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「身体拘束解決話し合い結果記録書」により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(身体拘束等解決に向けた記録・結果報告)

第11条 身体拘束等適正化対応責任者は、通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

2 身体拘束等適正化対応責任者は、通報者に改善を約束した事項について、通報者及び第三者委員に対して別に定める「改善結果(状況)報告書」により報告する。報告は、原則と

して話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。

3 身体拘束等適正化対応責任者は、通報者が満足する解決が図られなかった場合には、区市町村の苦情相談窓口及び都道府県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

第12条 身体拘束等適正化対応責任者は、定期的に身体拘束等解決結果及び原因の改善状況を第三者委員に報告する。

2 当事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく身体拘束等適正化及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示する。

(身体拘束等適正化のための職員等研修)

第13条 身体拘束等適正化責任者は、身体拘束等適正化のための定期的な当社職員の研修を行わなければならない。

2 身体拘束等適正化責任者は、都道府県知的障害児者職員倫理綱領を熟読し、当社職員にも周知しなければならない。

3 研修は身体拘束等適正化研修に限らず、障害福祉を含めた、全人的な人格・資質の向上を目的として研修をする。

(身体拘束等適正化検討委員会の設置)

第14条 身体拘束等適正化対応責任者は、施設内における身体拘束等適正化を図るため、身体拘束等適正化検討委員会を設置しなければならない。

2 身体拘束等適正化委員会は、定期的又は身体拘束等発生の都度開催しなければならない。

3 身体拘束等適正化検討委員会は運営本部に設置することとし、委員長は代表取締役とする。委員は必要のある員数とする。

4 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。

5 身体拘束等適正化検討委員は、日頃より身体拘束等適正化の啓発に努めなければならない。

(権利擁護のための成年後見制度)

第15条 身体拘束等適正化対応責任者は、障害者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者本人及びその保護者等に啓発する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。